

昭和四十四年外務省令第八号

研修員手当の号の適用に関する規則

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二十条の二第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則を次のように定める。

（号の適用）

第一条 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第三に定める研修員手当の号の適用は、外務職員の研修に関する省令（昭和二十七年外務省令第十八号）第四条第一項及び第二項の規定により外国において研修を命ぜられたものについては、別表に定めるところに従い、その者の属する在外公館に対応する号を適用する。

（号の調整）

第二条 研修のために必要とする経費が他の在外研修員との間に著しい不均衡を生ずる場合には、前条の規定にかかわらず、他の在外研修員との均衡を考慮して号の適用を調整することができる。

附 則

1 この省令は、昭和四十四年七月一日から施行する。

2 第一条に規定する研修を命ぜられたものに係る研修員手当の号の適用については、令和四年四月一日から七月三十一日までの間は、第一条の規定にかかわらず、附則別表に定めるところに従い、その者の属する在外公館に対応する号を適用する。

附則別表

一 大使館

地 国	区 分	額 月 別 号
ア ジ ア		号 1
	0 0 7 , 0 6 7	号 2
	0 0 7 , 8 3 7	号 3
	0 0 7 , 6 1 7	号 4
	0 0 7 , 4 9 6	号 5
	0 0 7 , 2 7 6	号 6
	0 0 7 , 0 5 6	号 7
	0 0 7 , 8 2 6	号 8
	0 0 7 , 6 0 6	号 9
	0 0 7 , 4 8 5	号 0
	0 0 7 , 2 6 5	号 1
	0 0 7 , 0 4 5	号 2
	0 0 7 , 8 1 5	号 3
	0 0 7 , 6 9 4	号 4
	0 0 7 , 4 7 4	号 5
	0 0 7 , 2 5 4	号 6
	0 0 7 , 0 3 4	号 7
	0 0 7 , 8 0 4	号 8
	0 0 7 , 6 8 3	号 9
	0 0 7 , 4 6 3	号 0
グ ン	0 0 7 , 2 4 3	号 1
ス	0 0 7 , 0 2 3	号 2
バ	0 0 7 , 8 9 2	号 3
ス	0 0 7 , 6 7 2	号 4
パ	0 0 7 , 4 5 2	号 5
ネ	0 0 7 , 2 3 2	号 6
ミ	0 0 7 , 0 1 2	号 7
ド	0 0 7 , 8 8 1	号 8
シ	0 0 7 , 6 6 1	号 9
イ	0 0 7 , 4 4 1	号 0
ラ	0 0 7 , 2 2 1	号 1
オ		号 2
ボ		号 3
ン		号 4
カ		号 5
リ		号 6
ス		号 7
ラ		号 8
イ		号 9
タ		号 0
シ		号 1
ド		号 2
イ		号 3
ネ		号 4
エ		号 5
ン		号 6
ホ		号 7
ア		号 8
グ		号 9
ラ		号 0
カ		号 1
ニ		号 2
バ		号 3
ラ		号 4
マ		号 5
テ		号 6
ア		号 7
グ		号 8
ラ		号 9
カ		号 0
ニ		号 1
バ		号 2
ラ		号 3
マ		号 4
テ		号 5
ア		号 6
グ		号 7
ラ		号 8
カ		号 9
ニ		号 0
バ		号 1
ラ		号 2
マ		号 3
テ		号 4
ア		号 5
グ		号 6
ラ		号 7
カ		号 8
ニ		号 9
バ		号 0
ラ		号 1
マ		号 2
テ		号 3
ア		号 4
グ		号 5
ラ		号 6
カ		号 7
ニ		号 8
バ		号 9
ラ		号 0
マ		号 1
テ		号 2
ア		号 3
グ		号 4
ラ		号 5
カ		号 6
ニ		号 7
バ		号 8
ラ		号 9
マ		号 0
テ		号 1
ア		号 2
グ		号 3
ラ		号 4
カ		号 5
ニ		号 6
バ		号 7
ラ		号 8
マ		号 9
テ		号 0
ア		号 1
グ		号 2
ラ		号 3
カ		号 4
ニ		号 5
バ		号 6
ラ		号 7
マ		号 8
テ		号 9
ア		号 0
グ		号 1
ラ		号 2
カ		号 3
ニ		号 4
バ		号 5
ラ		号 6
マ		号 7
テ		号 8
ア		号 9
グ		号 0
ラ		号 1
カ		号 2
ニ		号 3
バ		号 4
ラ		号 5
マ		号 6
テ		号 7
ア		号 8
グ		号 9
ラ		号 0
カ		号 1
ニ		号 2
バ		号 3
ラ		号 4
マ		号 5
テ		号 6
ア		号 7
グ		号 8
ラ		号 9
カ		号 0
ニ		号 1
バ		号 2
ラ		号 3
マ		号 4
テ		号 5
ア		号 6
グ		号 7
ラ		号 8
カ		号 9
ニ		号 0
バ		号 1
ラ		号 2
マ		号 3
テ		号 4
ア		号 5
グ		号 6
ラ		号 7
カ		号 8
ニ		号 9
バ		号 0
ラ		号 1
マ		号 2
テ		号 3
ア		号 4
グ		号 5
ラ		号 6
カ		号 7
ニ		号 8
バ		号 9
ラ		号 0
マ		号 1
テ		号 2
ア		号 3
グ		号 4
ラ		号 5
カ		号 6
ニ		号 7
バ		号 8
ラ		号 9
マ		号 0
テ		号 1
ア		号 2
グ		号 3
ラ		号 4
カ		号 5
ニ		号 6
バ		号 7
ラ		号 8
マ		号 9
テ		号 0
ア		号 1
グ		号 2
ラ		号 3
カ		号 4
ニ		号 5
バ		号 6
ラ		号 7
マ		号 8
テ		号 9
ア		号 0
グ		号 1
ラ		号 2
カ		号 3
ニ		号 4
バ		号 5
ラ		号 6
マ		号 7
テ		号 8
ア		号 9
グ		号 0
ラ		号 1
カ		号 2
ニ		号 3
バ		号 4
ラ		号 5
マ		号 6
テ		号 7
ア		号 8
グ		号 9
ラ		号 0
カ		号 1
ニ		号 2
バ		号 3
ラ		号 4
マ		号 5
テ		号 6
ア		号 7
グ		号 8
ラ		号 9
カ		号 0
ニ		号 1
バ		号 2
ラ		号 3
マ		号 4
テ		号 5
ア		号 6
グ		号 7
ラ		号 8
カ		号 9
ニ		号 0
バ		号 1
ラ		号 2
マ		号 3
テ		号 4
ア		号 5
グ		号 6
ラ		号 7
カ		号 8
ニ		号 9
バ		号 0
ラ		号 1
マ		号 2
テ		号 3
ア		号 4
グ		号 5
ラ		号 6
カ		号 7
ニ		号 8
バ		号 9
ラ		号 0
マ		号 1
テ		号 2
ア		号 3
グ		号 4
ラ		号 5
カ		号 6
ニ		号 7
バ		号 8
ラ		号 9
マ		号 0
テ		号 1
ア		号 2
グ		号 3
ラ		号 4
カ		号 5
ニ		号 6
バ		号 7
ラ		号 8
マ		号 9
テ		号 0
ア		号 1
グ		号 2
ラ		号 3
カ		号 4
ニ		号 5
バ		号 6
ラ		号 7
マ		号 8
テ		号 9
ア		号 0
グ		号 1
ラ		号 2
カ		号 3
ニ		号 4
バ		号 5
ラ		号 6
マ		号 7
テ		号 8
ア		号 9
グ		号 0
ラ		号 1
カ		号 2
ニ		号 3
バ		号 4
ラ		号 5
マ		号 6
テ		号 7
ア		号 8
グ		号 9
ラ		号 0
カ		号 1
ニ		号 2
バ		号 3
ラ		号 4
マ		号 5
テ		号 6
ア		号 7
グ		号 8
ラ		号 9
カ		号 0
ニ		号 1
バ		号 2
ラ		号 3
マ		号 4
テ		号 5
ア		号 6
グ		号 7
ラ		号 8
カ		号 9
ニ		号 0
バ		号 1
ラ		号 2
マ		号 3
テ		号 4
ア		号 5
グ		号 6
ラ		号 7
カ		号 8
ニ		号 9
バ		号 0
ラ		号 1
マ		号 2
テ		号 3
ア		号 4
グ		号 5
ラ		号 6
カ		号 7
ニ		号 8
バ		号 9
ラ		号 0
マ		号 1
テ		号 2
ア		号 3
グ		号 4
ラ		号 5
カ		号 6
ニ		号 7
バ		号 8
ラ		号 9
マ		号 0
テ		号 1
ア		号 2
グ		号 3
ラ		号 4
カ		号 5
ニ		号 6
バ		号 7
ラ		号 8
マ		号 9
テ		号 0
ア		号 1
グ		号 2
ラ		号 3
カ		号 4
ニ		号 5
バ		号 6
ラ		号 7
マ		号 8
テ		号 9
ア		号 0
グ		号 1
ラ		号 2
カ		号 3
ニ		号 4
バ		号 5
ラ		号 6
マ		号 7
テ		号 8
ア		号 9
グ		号 0
ラ		号 1
カ		号 2
ニ		号 3
バ		号 4
ラ		号 5
マ		号 6
テ		号 7
ア		号 8
グ		号 9
ラ		号 0
カ		号 1
ニ		号 2
バ		号 3
ラ		号 4
マ		号 5
テ		号 6
ア		号 7
グ		号 8
ラ		号 9
カ		号 0
ニ		号 1
バ		号 2
ラ		号 3
マ		号 4
テ		号 5
ア		号 6
グ		号 7
ラ		号 8
カ		号 9
ニ		号 0
バ		号 1
ラ		号 2
マ		号 3
テ		号 4
ア		号 5
グ		号 6
ラ		号 7
カ		号 8
ニ		号 9
バ		号 0
ラ		号 1
マ		号 2
テ		号 3
ア		号 4
グ		号 5
ラ		号 6
カ		号 7
ニ		号 8
バ		号 9
ラ		号 0
マ		号 1
テ		号 2
ア		号 3
グ		号 4
ラ		号 5
カ		号 6
ニ		号 7
バ		号 8
ラ		号 9
マ		号 0
テ		号 1
ア		号 2
グ		号 3
ラ		号 4
カ		号 5
ニ		号 6
バ		号 7

則別表のうち大韓民国の部分は、平成十一年八月一日から適用する。

附 則（平成二十一年二月二二日外務省令第一〇号）

この省令は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十一日外務省令第六号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年七月二七日外務省令第七号）

この省令は、平成十二年八月一日から施行する。

附 則（平成二十二年二月二七日外務省令第二二号）

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則（以下「新規則」という。）別表の規定は、平成十二年八月一日から適用する。

2 在外公館に勤務する外務公務員の平成十二年八月分から十二月分までの研修員手当の号については、その者に係る新規則別表に定める号がその者に係る改正前の研修員手当の号の適用に関する規則別表に定める号（以下「旧号」という。）より下位となるときは、旧号をもって当該研修員手当の号とする。

附 則（平成二十三年三月三十一日外務省令第九号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年二月二八日外務省令第一三三号）

この省令は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十一日外務省令第六号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年七月三十一日外務省令第一〇号）

この省令は、平成十四年八月一日から施行する。

附 則（平成二十四年二月二七日外務省令第一一号）

1 この省令は、平成十五年一月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規

則（以下「新規則」という。）別表の規定は、平成十四年十一月一日から適用する。

2 在外公館に勤務する外務公務員の平成十四年十一月分及び十二月分の研修員手当の号については、その者に係る新規則別表に定める号がその者に係る改正前の研修員手当の号の適用に関する規則別表に定める号（以下「旧号」という。）より下位となるときは、旧号をもって当該研修員手当の号とする。

附 則（平成二十五年三月三十一日外務省令第一三三号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年七月三〇日外務省令第一九号）

この省令は、平成十五年八月一日から施行する。

附 則（平成二十五年一〇月二九日外務省令第二二三号）

1 この省令は、平成十五年十一月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則（以下「新規則」という。）別表の規定は、平成十五年八月一日から適用する。

2 在外公館に勤務する外務公務員の平成十五年八月分から十月分までの研修員手当の号については、その者に係る新規則別表に定める号がその者に係る改正前の研修員手当の号の適用に関する規則別表に定める号（以下「旧号」という。）より下位となるときは、旧号をもって当該研修員手当の号とする。

附 則（平成二十五年十二月一九日外務省令第二四号）

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則（以下「新規則」という。）別表の規定は、平成十五年八月一日から適用する。

2 在外公館に勤務する外務公務員の平成十五年八月分から十二月分までの研修員手当の号については、その者に係る新規則別表に定める号がその者に係る改正前の研修員手当の号の適用に関する規則別表に定める号（以下「旧号」という。）より下位となるときは、旧号をもって当該研修員手当の号とする。

附 則（平成二十六年三月三十一日外務省令第八号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年二月二七日外務省令第一一号）

この省令は、平成二十年三月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、平成二十年八月一日から適用する。

附 則（平成二十六年七月二九日外務省令第一二二号）

この省令は、平成二十年八月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、平成二十年八月一日から適用する。

附 則（平成二十六年十二月二二日外務省令第一四四号）

この省令は、平成二十年十一月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、平成二十年八月一日から適用する。

附 則（平成二十七年三月三十一日外務省令第一七号）

この省令は、平成二十一年一月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規

附 則（平成二十六年七月三〇日外務省令第一〇号）

この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

附 則（平成二十六年一〇月二九日外務省令第一二二号）

この省令は、平成十六年十一月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、平成十六年八月一日から適用する。

附 則（平成二十六年十二月二七日外務省令第一三三号）

この省令は、平成十七年一月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、平成十六年八月一日から適用する。

附 則（平成二十七年三月三十一日外務省令第五号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年二月二二日外務省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、平成十七年八月一日から適用する。

附 則（平成二十八年三月三十一日外務省令第八号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年七月二六日外務省令第一一号）

この省令は、平成十八年八月一日から施行する。

附 則（平成二十九年二月二八日外務省令第一一号）

この省令は、平成十九年三月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、平成十八年八月一日から適用する。

附 則（平成二十九年三月三十一日外務省令第五号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年二月二七日外務省令第一一号）

この省令は、平成二十年三月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、平成二十年八月一日から適用する。

附 則（平成三十年七月二九日外務省令第一二二号）

この省令は、平成二十年八月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、平成二十年八月一日から適用する。

附 則（平成三十年十二月二二日外務省令第一四四号）

この省令は、平成二十年十一月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規

則別表の規定は、平成十九年八月一日から適用する。

附 則（平成二十一年五月二二日外務省令第八号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

附 則（平成二十一年七月三十一日外務省令第一〇号）

この省令は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則（平成二十一年一〇月三十一日外務省令第一四四号）

この省令は、平成二十一年十一月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、平成二十年八月一日から適用する。

附 則（平成二十二年二月二五日外務省令第一七号）

この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十一日外務省令第一〇号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年七月二九日外務省令第二二号）

この省令は、平成二十一年八月一日から施行する。

附 則（平成二十二年一〇月二八日外務省令第一三三号）

この省令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則（平成二十二年二月二四日外務省令第一八号）

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十一日外務省令第五号）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年七月二八日外務省令第八号）

この省令は、平成二十二年八月一日から施行する。

附 則（平成二十二年一〇月二七日外務省令第九号）

この省令は、平成二十二年十一月一日から施行する。

この省令は、平成二十二年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年二月二日外務省令第一四号)

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年三月三十一日外務省令第五号)

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年七月二十九日外務省令第一〇号)

この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年一〇月二十六日外務省令第一二二号)

この省令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年十二月二日外務省令第一三三三)

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月三〇日外務省令第六号)

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年七月二七日外務省令第一二二二)

この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年九月五日外務省令第一五五)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年一〇月二六日外務省令第一八八号)

この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二五年三月二七日外務省令第五号)

この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年二月二八日外務省令第四号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、平成二五年八月一日から適用する。

この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年二月二六日外務省令第一七号)

この省令は、平成二七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二七年二月二七日外務省令第一号)

この省令は、平成二七年三月一日から施行し、改正後の別表の規定(マーシャル、アルメニア及びナミビアに係る部分を除く。)は、平成二六年八月一日から適用する。

附 則 (平成二七年四月二二日外務省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年七月三十一日外務省令第一四四)

この省令は、平成二七年八月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一〇月三〇日外務省令第一七号)

この省令は、平成二七年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二七年十二月二八日外務省令第二二二)

この省令は、平成二八年一月一日から施行し、この省令による改正後の別表の規定(マレーシア、モルディブ、ソロモン、ニューギニア、コロンビア、バルバドス、ブラジル、メキシコ、タジキスタン、トルクメニスタン、モルドバ、ロシア及びザンビアに係る部分を除く。)は、平成二七年八月一日から適用する。

附 則 (平成二八年三月三十一日外務省令第四号)

この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年七月二十九日外務省令第一〇号)

この省令は、平成二八年八月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一〇月二八日外務省令第一二二)

この省令は、平成二八年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二八年十二月二六日外務省令第一四四)

この省令は、平成二九年一月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三十一日外務省令第五号)

この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年七月三十一日外務省令第九号)

この省令は、平成二九年八月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一〇月二七日外務省令第一〇号)

この省令は、平成二九年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二九年十二月二二日外務省令第一二二)

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三十一日外務省令第四号)

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月三十一日外務省令第七号)

この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年一〇月三十一日外務省令第一〇号)

この省令は、平成三十年十一月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年十二月二七日外務省令第一四四)

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月三〇日外務省令第五号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月三十一日外務省令第四号)

この省令は、令和元年八月一日から施行する。

附 則 (令和元年一〇月三〇日外務省令第六号)

この省令は、令和元年十一月一日から施行する。

附 則 (令和元年十二月二六日外務省令第一一号)

附 則 (令和二年三月三十一日外務省令第六号)

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年七月二八日外務省令第九号)

この省令は、令和二年八月一日から施行する。

附 則 (令和二年一〇月三〇日外務省令第一一号)

この省令は、令和二年十一月一日から施行する。

附 則 (令和二年十二月二四日外務省令第一三三)

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則 (令和三年三月五日外務省令第一号)

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の別表の規定は、令和三年一月一日から適用する。

附 則 (令和三年三月三十一日外務省令第七号)

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年七月三〇日外務省令第九号)

この省令は、令和三年八月一日から施行する。

附 則 (令和三年一〇月二九日外務省令第一一号)

この省令は、令和三年十一月一日から施行する。

附 則 (令和三年十二月二四日外務省令第一三三)

この省令は、令和四年一月一日から施行する。

次に掲げる別表の規定は、当該別表に定める日から適用する。

一 この省令による改正後の別表に規定する在外公館中にインドネシア、在中華人民共和国、在オーストラリア、在ニューギニア、在バヌアツ、在フィジー、在カナダ、在アイスランド、在アイルランド、在イタリア、在英国、在エストニア、在オランダ、在北マケドニア、在スウェーデン、在スペイン、在スロバキア、在スロベニア、在チェ

- コ、在ドイツ、在ノルウェー、在バチカン、在フランス、在ベルギー、在ポルトガル、在ラトビア、在ルクセンブルク、在イスラエル、在ガボン、在カメルーン、在コートジボワール、在セネガル、在ブルキナファソ、在ベナン、在ボツワナ及び在マリの各日本国大使館並びに在広州、在上海、在重慶、在瀋陽、在青島、在バース、在メルボルン、在オークランド、在カルガリー、在トロント、在バンクーバー、在モントリオール、在エディンバラ、在バルセロナ、在デュッセルドルフ、在ハンブルク、在フランクフルト、在ミューンヘン及び在ストラスブールの各日本国総領事館に係る同表の規定 令和三年八月一日
- 二 この省令による改正後の別表に規定する在外公館中に在ザンビア日本国大使館に係る同表の規定 令和三年十一月一日
- 附 則 (令和四年三月二五日外務省令第四号)
この省令は、令和四年四月一日から施行する。
- 附 則 (令和四年七月二九日外務省令第七号)
この省令は、令和四年八月一日から施行する。
- 附 則 (令和四年八月三一日外務省令第八号)
この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の別表の規定は、令和四年八月一日から適用する。
- 附 則 (令和四年一〇月二八日外務省令第一一号)
この省令は、令和四年十一月一日から施行し、この省令による改正後の別表の規定(在ラオス、在ドミニカ共和国、在ジョージア、在ブルガリア、在ボスニア・ヘルツェゴビナ、在ロシア、在アフガニスタン、在ザンビア、在ジンバブエ及び在南スーダンの各日本国大使館並びに在ウラジオストク、在サンクトペテルブルク、在ハバロフスク及び在ユジノサハリンスクの各日本国総領事館に係る部分を除く。)は、令和四年八月一日から適用する。
- 附 則 (令和四年一二月二一日外務省令第一三三三号)
この省令は、公布の日から施行し、令和四年四月一日から適用する。
- 附 則 (令和五年一月二〇日外務省令第一号)
この省令は、公布の日から施行し、令和四年四月一日から適用する。

別 の 地 国	区 分	額 月 別 号	一 大 使 館	2 1
ア ジ ア				この省令は、公布の日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
	0 0 7 ' 5 6 3 ' 1 円	号 1		一 この省令による改正後の別表に規定する在外公館中にウクライナ日本国大使館に係る同表の規定 令和四年八月一日
	0 0 7 ' 4 5 3 ' 1 円	号 2		二 前号に掲げる規定以外の規定 令和五年一月一日
	0 0 7 ' 3 4 3 ' 1 円	号 3		附 則 (令和五年三月三一日外務省令第九号) この省令は、令和五年四月一日から施行する。
	0 0 7 ' 2 3 3 ' 1 円	号 4		附 則 (令和五年七月三一日外務省令第一二二二号) この省令は、令和五年八月一日から施行する。
	0 0 7 ' 1 2 3 ' 1 円	号 5		附 則 (令和五年一二月一日外務省令第一三三三三号) この省令は、公布の日から施行する。
	0 0 7 ' 0 1 3 ' 1 円	号 6		附 則 (令和五年一二月二七日外務省令第一三七七号) この省令は、令和六年一月一日から施行する。
	0 0 7 ' 9 9 2 ' 1 円	号 7		附 則 (令和六年三月三〇日外務省令第八号) この省令は、令和六年四月一日から施行する。
	0 0 7 ' 8 8 2 ' 1 円	号 8		
	0 0 7 ' 7 7 2 ' 1 円	号 9		
	0 0 7 ' 6 6 2 ' 1 円	号 0 1		
	0 0 7 ' 5 5 2 ' 1 円	号 1 1		
	0 0 7 ' 4 4 2 ' 1 円	号 2 1		
	0 0 7 ' 3 3 2 ' 1 円	号 3 1		
	0 0 7 ' 2 2 2 ' 1 円	号 4 1		
	0 0 7 ' 1 1 2 ' 1 円	号 5 1		
号 6 4	0 0 7 ' 5 3 0 ' 1 円	号 1 3	0 0 7 ' 0 0 2 ' 1 円	号 6 1
号 7 4	0 0 7 ' 4 2 0 ' 1 円	号 2 3	0 0 7 ' 9 8 1 ' 1 円	号 7 1
号 8 4	0 0 7 ' 3 1 0 ' 1 円	号 3 3	0 0 7 ' 8 7 1 ' 1 円	号 8 1
号 9 4	0 0 7 ' 2 0 0 ' 1 円	号 4 3	0 0 7 ' 7 6 1 ' 1 円	号 9 1
号 0 5	0 0 7 ' 1 9 9 円	号 5 3	0 0 7 ' 6 5 1 ' 1 円	号 0 2
号 1 5	0 0 7 ' 0 8 9 円	号 6 3	0 0 7 ' 5 4 1 ' 1 円	号 1 2
号 2 5	0 0 7 ' 9 6 9 円	号 7 3	0 0 7 ' 4 3 1 ' 1 円	号 2 2
号 3 5	0 0 7 ' 8 5 9 円	号 8 3	0 0 7 ' 3 2 1 ' 1 円	号 3 2
号 4 5	0 0 7 ' 7 4 9 円	号 9 3	0 0 7 ' 2 1 1 ' 1 円	号 4 2
号 5 5	0 0 7 ' 6 3 9 円	号 0 4	0 0 7 ' 1 0 1 ' 1 円	号 5 2
号 6 5	0 0 7 ' 5 2 9 円	号 1 4	0 0 7 ' 0 9 0 ' 1 円	号 6 2
号 7 5	0 0 7 ' 4 1 9 円	号 2 4	0 0 7 ' 9 7 0 ' 1 円	号 7 2
号 8 5	0 0 7 ' 3 0 9 円	号 3 4	0 0 7 ' 8 6 0 ' 1 円	号 8 2
号 9 5	0 0 7 ' 2 9 8 円	号 4 4	0 0 7 ' 7 5 0 ' 1 円	号 9 2
号 0 6	0 0 7 ' 1 8 8 円	号 5 4	0 0 7 ' 6 4 0 ' 1 円	号 0 3
				カ リ フ ア 東 中 州 欧 米 南 中 米 北 州 洋 大
			0 0 7 ' 5 0 7 円	号 1 6
			0 0 7 ' 4 9 6 円	号 2 6
			0 0 7 ' 3 8 6 円	号 3 6
		ン タ ス ニ メ ク ル ト	0 0 7 ' 2 7 6 円	号 4 6
			0 0 7 ' 1 6 6 円	号 5 6
			0 0 7 ' 0 5 6 円	号 6 6
			0 0 7 ' 9 3 6 円	号 7 6
			0 0 7 ' 8 2 6 円	号 8 6
			0 0 7 ' 7 1 6 円	号 9 6
1 ス 国 和 共 主 民 ゴ ン コ ア ニ ギ	ン メ エ イ		0 0 7 ' 6 0 6 円	号 0 7
			0 0 7 ' 5 9 5 円	号 1 7
			0 0 7 ' 4 8 5 円	号 2 7
ア リ エ ジ イ ナ			0 0 7 ' 3 7 5 円	号 3 7
ア ニ タ リ ー モ ン ダ ー ス 南		チ イ ハ	0 0 7 ' 2 6 5 円	号 4 7
リ マ エ ブ バ ン ジ チ ブ ジ			0 0 7 ' 1 5 5 円	号 5 7
				0 0 7 ' 0 7 8 円
				0 0 7 ' 9 5 8 円
				0 0 7 ' 8 4 8 円
				0 0 7 ' 7 3 8 円
				0 0 7 ' 6 2 8 円
				0 0 7 ' 5 1 8 円
				0 0 7 ' 4 0 8 円
				0 0 7 ' 3 9 7 円
				0 0 7 ' 2 8 7 円
				0 0 7 ' 1 7 7 円
				0 0 7 ' 0 6 7 円
				0 0 7 ' 9 4 7 円
				0 0 7 ' 8 3 7 円
				0 0 7 ' 7 2 7 円
				0 0 7 ' 6 1 7 円

			0 0 7 ' 0 4 5 円	号 6 7	
			0 0 7 ' 9 2 5 円	号 7 7	
			0 0 7 ' 8 1 5 円	号 8 7	
			0 0 7 ' 7 0 5 円	号 9 7	
	スバリキ		0 0 7 ' 6 9 4 円	号 0 8	
			0 0 7 ' 5 8 4 円	号 1 8	
		ユシデラグンバ	0 0 7 ' 4 7 4 円	号 2 8	
	ルヤシ マ		0 0 7 ' 3 6 4 円	号 3 8	
	アニギ ユニアブバンモロソ	ル モイテ東ンタスキバ	0 0 7 ' 2 5 4 円	号 4 8	
			0 0 7 ' 1 4 4 円	号 5 8	ンダ
		マンヤミル バネ	0 0 7 ' 0 3 4 円	号 6 8	
	アシネロクミガント		0 0 7 ' 9 1 4 円	号 7 8	
		ブイデルモ	0 0 7 ' 8 0 4 円	号 8 8	
国衆合カリメア		ドンイ	0 0 7 ' 7 9 3 円	号 9 8	
	オバアサ		0 7 6 3 円	号 9	
	ラ モ		0 ' 8	0	

ソアフナキルブ		ナイラクウ		
ボジト コラゴンア	クラインタスニガフア			
ン ルメカンボガ				ラエズネベ
ルガネセ				
ナ ガアピオチエ	アビラアジウサ			バ ユキ
ルカスガダマ		ドンラスイア		
ク ビンザモ	ンライ			
アビリ				アビリボ
ダンワルダンガウ		ンタスキジタ		スラエジンホストバルバアグラカニ
アニザンタ	ンノパレ			
				ラマテアグ
アニケ		スイス		国和共カニミド
	アリシ			ルドバルサルエ
ンザアリエジルア	ルエラスイ			
ヤリモ	トエク	タフカ	シメ ペゴトド ニトアンコルアエイグウチゼア	
ス	ウ	ン	コ キ ル バ ・ ダリ ビロ ドク アル	ン

		ルゴンモ国和共民人華中ル ポガンシ	0 0 7 5, 7 3 円	号 1 9	
			0 0 7 ' 4 6 3 円	号 2 9	ル ワ
	ツアヌバ	スオラアジボンカ	0 0 7 3, 5 3 円	号 3 9	
		カンラリス	0 0 7 ' 2 4 3 円	号 4 9	イウラマンナベ
			0 0 7 ' 1 3 3 円	号 5 9	
	ジイフ	イネルブ	0 0 7 ' 0 2 3 円	号 6 9	
ダナカ	アリラトス オ	国民韓大イタ	0 0 7 9, 0 3 円	号 7 9	
	ン ニ	ナベンリフ	0 7 8 2 円	号 9	
	ドラジュ	ム ト ピイ	0 ' 9	8	
		アシネドンイ	0 0 7 ' 7 8 2 円	号 9 9	
		アシ レマ	0 0 7 ' 6 7 2 円	号 0 0 1	
			0 0 7 ' 5 6 2 円	号 1 0 1	
			0 0 7 ' 4 5 2 円	号 2 0 1	ナワツボアビ
			0 0 7 ' 3 4 2 円	号 3 0 1	
			0 0 7 ' 2 3 2 円	号 4 0 1	
			0 0 7 ' 1 2 2 円	号 5 0 1	

		アシロアビトラシ ルラベアジ ヨジ		カイマヤジ
ル タカ		エウルノスギルキアニバルア		カリタスコ
国長首ブラア		バドルモコエチアリトス オ国英		ルジラブ
レ バコルト		ク マンデアアニメルア		リチ
		アニアトリドンランイフンデ エウス		イアグラパマナバ
		アビルセアキバロスダンラオンタスキベズウンヤジイバルゼア		
		クルブンセクル ギルベスンラフンカチバツイドアリタイドンラルイア		
		ナゴツヘアニボ ガハアベスイスアアクアトエ		
		ビエル・ ス リン ニロ ペ		ニス
		アニマ ルルガトルボドンラ ボアリガルブヤシリギスロブキ		
		アニドケマ北		

ロイネヤジデオリ			
ロウパンサバチリク			
	ルオトモバクバントーガカ ーリンーントロリル		
		ンルボルメンベスリブーニドシ	オバダブセ山釜州済イマ
		ドンラクーオスーバ	

※ 在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。	0 7 0 2 円 6 1 号 0		クルブルテペトクンサ
	0 , 1		クスンリハサノジユ
	0 7 9 1 円 7 1 号 0	イバド	クスフロバハクトスオジラウラバンイデエ
	0 , 9		
	0 7 8 1 円 8 1 号 0	ルーブンタスイ	
	0 , 8		
	0 7 7 1 円 9 1 号 0		ルブラスンンミトフンフクブハルルッデ ーストヘユルクラルンフドセユ
	0 , 7		ユイセルマノラミ
	0 7 6 1 円 0 1 号 1		
	0 , 6		ナロセルバ
	0 7 5 1 円 1 1 号 1		
	0 , 5		
	0 7 4 1 円 2 1 号 1		
	0 , 4		
	0 7 3 1 円 3 1 号 1		
	0 , 3		
	0 7 2 1 円 4 1 号 1		
	0 , 2		